

年金制度の理念と構造 ～課題と将来像

第12回 障害年金の仕組みと課題

(株)日本総合研究所特任研究員

高橋 俊之

原則隔週の本連載では、制度の理念や根底の考え方に立ち戻りつつ、年金の制度論、財政構造、実務、社会経済システムの中での位置づけを踏まえながら、年金制度の抱える課題と段階的改革の方向について、できるだけ易しい言葉で、わかりやすく説明し、皆さんと一緒に考えていきたいと思えます。

第12回の今回は、「障害年金の仕組みと課題」です。

1. 障害年金の仕組み

- ✓ 障害基礎年金は1級と2級、障害厚生年金には1級と2級のほか3級がある
- ✓ 初診日要件により、障害基礎年金のみか、障害厚生年金の対象にもなるかを区別する
- ✓ 保険料納付要件は、3分の2要件のほか、特例として直近1年間要件がある
- ✓ 障害要件については、障害認定基準で傷病ごとに細かく基準が定められている
- ✓ 障害認定日による障害認定では、障害認定日から受給権が発生する
- ✓ 事後重症による障害認定では、請求日から受給権が発生する
- ✓ 20歳前傷病による障害基礎年金は、無拠出の年金であるため所得制限がある

2. 障害年金の受給状況

- ✓ 障害年金の受給者数、平均年金月額等の状況
- ✓ 障害年金の認定事務の改善

3. 障害年金の課題

- ✓ 障害厚生年金の初診日要件についての課題
- ✓ 事後重症による障害年金の受給権の発生日についての課題
- ✓ 障害年金の給付水準についての課題

1. 障害年金の仕組み

①障害基礎年金は1級と2級、障害厚生年金には1級と2級のほか3級がある

障害年金は、制度加入中の病気や事故によって生活や仕事などが制限されるようになった場合に、生活を支えるために支給される年金です。

公的年金制度は、**稼得能力の喪失に対する所得保障**を目的としており、通常は**加齢に伴って起こる稼得能力の喪失**に対して、老齢年金が給付されます。障害年金は、この稼得能力の喪失が、**現役期に障害状態となることで早期に到来**したものとして、給付を行うものです。

障害年金の給付の全体像は、図表1のとおりです。すべての被保険者に共通の制度として、**障害基礎年金1級・2級**があります。厚生年金被保険者には、**障害厚生年金1級・2級**が上乘せされるほか、2級より軽い障害でも対象となる**障害厚生年金3級**や**障害手当金**があります。

障害基礎年金の年金額は、2級が老齢基礎年金の40年加入の満額の年金額と同額（年額795,000円（令和5年度、以下同じ）です。1級はその1.25倍（年額993,750円）です。

また、障害基礎年金では、受給権者が生計を維持している子（18歳になった後の最初の3月31日までの子、または20歳未満で障害等級1級または2級の状態にある子）がいるときは、**子の加算額**をあわせて受け取ることができます。子の加算額は、2人まで1人につき年額228,700円、3人目以降は1人につき年額76,200円です。

図表1

障害等級と給付内容

	1級	2級	3級	(金額は令和5年度)
厚生年金 (2階)	障害厚生年金 (1級) 報酬比例額 ×1.25	障害厚生年金 (2級) 報酬比例額	障害厚生年金 (3級) 報酬比例額	障害手当金 (一時金)
	配偶者加給 228,700円	配偶者加給 228,700円		
基礎年金 (1階)	障害基礎年金 (1級) 993,750円 老齢基礎年金 ×1.25	障害基礎年金 (2級) 795,000円		
	子の加算 各228,700円	子の加算 各228,700円		

> 報酬比例額の計算では、被保険者期間が300月に満たない場合は300月とみなす
 > 障害厚生年金3級では、報酬比例額について、障害基礎年金2級の4分の3の額が、最低保障額
 > 障害手当金は、報酬比例額の2年分
 ※子の加算額は、第3子以降は各76,200円

一方、障害厚生年金の年金額は、加入期間、標準報酬と障害等級に応じて決まります。**障害厚生年金2級の年金額は、老齢厚生年金の報酬比例部分の年金額と同じ計算式であり、1級はその1.25倍**です。年金額（年額）の基本的な計算式は、本人の**平均標準報酬額**（賞与を含んで全加入期間を平均した月額。過去の賃金は賃金スライドで現在価値に再評価。）に、**給付乗率である1千分の5.481**を乗じてから、これに**被保険者期間の月数を乗じて**計算します。

ただし、報酬比例部分の計算において、**厚生年金の被保険者期間が300か月（25年）未満の場合**は、年金額が少ない額とならないよう、**300か月とみなして**計算されます。

また、障害等級1・2級の場合に、受給権者に生計を維持されている65歳未満の配偶者がいるときは、**配偶者の加給年金額**（年額228,700円）が加算されます。

障害等級3級の年金額は、報酬比例の年金額ですが、障害基礎年金が支給されず、報酬比例部分のみとなりますので、少ない年金額とならないよう、**障害基礎年金2級の4分の3の金額（年額596,300円）が、最低保障額**となっています。

このほか、厚生年金に加入している間に初診日のある病気・けがが初診日から5年以内に治り、**3級の障害よりやや軽い程度の障害**が残った場合、年金の代わりに**一時金**として、**障害手当金を受給**することができます。この場合も、障害基礎年金を受け取るのに必要な保険料納付要件（後述）を満たしていることが必要です。

障害手当金の額は、「**報酬比例の年金額 × 2**」です。障害等級3級に該当する者に支給される障害厚生年金の最低保障額の2倍の額（1,192,600円）が、障害手当金の最低保障額となっています。

②初診日要件により、障害基礎年金のみか、障害厚生年金の対象にもなるかを区別する

障害年金の支給要件としては、図表2のように、初診日要件、保険料納付要件、障害要件の3つの要件があります。

1つ目の「初診日要件」とは、初診日における加入の状況です。公的年金制度は「保険の仕組み」ですから、**被保険者である期間に「保険事故」が生じたこと**、すなわち、障害の原因となった傷病の初診日があることが基本です。

「初診日」とは、「**障害の原因となった傷病について、初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日**」のことです。保険事故発生時点の確認に当たっては、障害の原因となる傷病の発生時点を事後に一義的に判定することは技術的に困難ですから、客観的に把握できる「初診日」をもって、保険事故の発生時点としています。

けがの場合は、けがを負った日は比較的特定しやすいですが、誰かに証明してもらうためには、初診日の方が客観的に特定できます。また、病気による障害のときは、いつから病気が生

じたかの特定は、非常に難しいですから、客観的に把握できるのは、初診日です。

初診日は、障害年金の認定において、非常に重要な意味を持ちます。初診日において、国民年金（第1号被保険者・第3号被保険者）と厚生年金（第2号被保険者）のいずれの制度に加入しているかにより、受け取れる障害年金が、障害基礎年金だけか、障害厚生年金も対象になるのか、結果が分かれるからです。

障害基礎年金の初診日要件は、障害の原因となった傷病の初診日が、国民年金の被保険者である期間にあることが基本です。この場合の国民年金の被保険者とは、国民年金第1号被保険者、第2号被保険者、第3号被保険者を意味しますので、20歳以上60歳未満の人はすべて該当します。

また、基礎年金の加入期間が20歳以上60歳未満の40年間ですから、被保険者の資格を失った後60歳以上65歳未満で日本国内に住所を有している期間に生じた場合も、障害基礎年金の初診日要件を満たします。

また、20歳未満の期間に初診日がある場合も、20歳前傷病による障害基礎年金として、無拠出であるため所得制限が付きませんが、障害基礎年金の対象となります。

図表2 障害年金の支給要件

	障害基礎年金	障害厚生年金
①初診日要件	障害の原因となった傷病の初診日が、次のいずれかの期間にあること (ア) 国民年金の被保険者である期間（第1号～第3号） (イ) 被保険者の資格を失った後60歳以上65歳未満で日本国内に住所を有している期間	初診日に、厚生年金の被保険者であること
②保険料納付要件	初診日の前日において、初診日の月の前々月までの被保険者期間のうち、保険料納付済期間と保険料免除期間を合わせた期間が3分の2以上であること (ただし、特例として、初診日が令和8年3月31日までにあるときは、初診日の属する月の前々月までの直近1年間に保険料の滞納がない場合は、要件を満たす。)	障害基礎年金と同じ
③障害要件	障害認定日に、障害の程度が1級・2級に該当すること <事後重症> 障害認定日に該当しなかった場合でも、65歳に達する日の前日までの間に障害が重くなり、1級・2級に該当した時は、受給できる	障害認定日に、障害の程度が1級～3級に該当すること (障害基礎年金と同様に、事後重症による請求あり)
備考	<20歳前傷病による障害基礎年金> 20歳前に初診日がある場合には、20歳に達したとき（障害認定日が20歳以後のときは障害認定日）に、1級または2級の障害の状態があれば、障害基礎年金を支給 所得制限：扶養親族等がない場合、所得が370.4万円を超える場合には年金額の2分の1相当額に限り支給停止とし、472.1万円を超える場合には全額支給停止	<障害手当金> 厚生年金の被保険者期間中に初診日のある傷病が、初診日から5年以内に治り、障害厚生年金を受けるよりも軽い障害が残った場合に、一時金として支給 (上記と同じ保険料納付要件)

③保険料納付要件は、3分の2要件のほか、特例として直近1年間要件がある

障害年金は、保険の仕組みですから、支給要件の2つめの「保険料納付要件」も重要です。

これは、図表3のとおり、初診日の前日において、初診日の月の前々月までの被保険者期間のうち、保険料納付済期間と保険料免除期間を合わせた期間が3分の2以上であること、という要件です。

ただし、特例として、初診日が令和8（2026）年3月31日までにあるときは、初診日の属する月の前々月までの直近1年間に保険料の滞納がない場合は、要件を満たすとされています。

初診日の前日で保険料納付要件を判定する理由は、保険事故が発生した後で保険料を納付することで保険料納付要件を満たすことができると、保険の考え方に合わないからです。また、保険料の納付期限は、納付対象月の翌月末日ですから、初診日の前日に納期限が経過している保険料は、前々月までの分です。このため、保険料納付要件の判定は、初診日の属する月の前々月までの期間について行うことになっています。

直近1年間要件は、昭和60年改正法の附則で規定され、当初は10年間の特例でしたが、その後、平成6年、平成16年、平成25年の改正で、10年ずつ延長されています。国民年金保険料の過去の未納期間が長く3分の2要件を満たせない人を救済する効果があり、今後に向けての国民年金保険料納付のインセンティブにもなるので、期限の再延長は、検討課題です。

図表3 障害年金の「保険料納付要件」

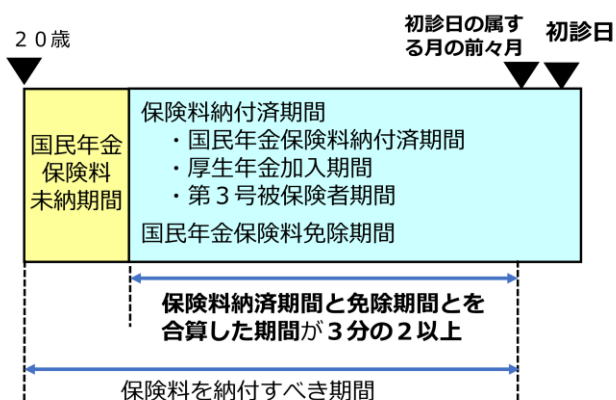
保険料の納付要件・・・以下のいずれかを満たしていること

①初診日の属する月の前々月までの被保険者期間のうち、保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が3分の2以上であること

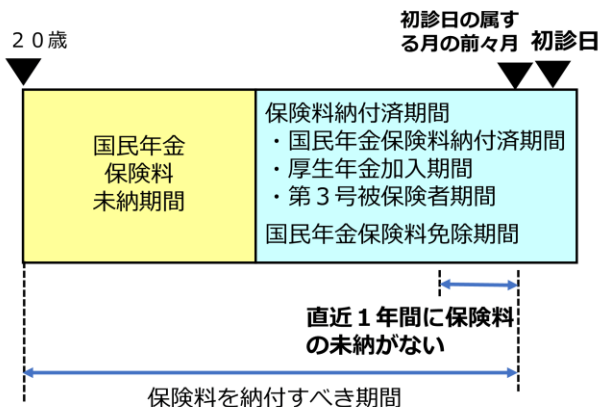
※保険料免除期間には、学生納付特例期間、納付猶予期間を含む

②初診日が令和8年3月31日までの場合は、初診日の属する月の前々月までの直近1年間に保険料の未納期間がないこと

① 3分の2要件



② 直近1年間要件



④ 障害要件については、障害認定基準で傷病ごとに細かく基準が定められている

支給要件の3つめは「障害要件」です。障害年金が支給される「障害の状態」とは、国民年金法施行令・厚生年金保険法施行令別表に定める程度の障害の状態があることです。

認定基準や認定要領は、厚生労働省が定める「**障害認定基準**」で、定められています。障害認定基準では、**身体機能の障害**（眼、聴覚、鼻腔機能、平衡機能、そしゃく・嚥下機能、音声又は言語機能、肢体の各障害）、**精神の障害**（精神疾患、知的障害）、**神経系統の障害、内部障害**（呼吸器疾患、心疾患、腎疾患、肝疾患、血液・造血器疾患、代謝疾患、悪性新生物、高血圧症、その他の疾患による障害）、**重複障害**の種類に応じて、詳しく書かれています。また、精神の障害については、「**精神の障害に係る等級判定ガイドライン**」が定められています。

各障害等級の障害の状態の基本は、図表4のとおり、**1級は、「日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度**（他人の介助を受けなければほとんど自分の用を弁ずることができない程度）」。**2級は、「日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度**（必ずしも他人の助けを借りる必要はないが、日常生活は極めて困難で、労働により収入を得ることができない程度）」。**3級は、「労働が著しい制限を受けるか又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度」**です。

図表4 障害等級と障害認定基準

	障害の状態の基本（障害認定基準の基本的事項より）	政令で定める基準の例
1級	<p>身体機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のものとする。</p> <p>この日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度とは、他人の介助を受けなければほとんど自分の用を弁ずることができない程度のものである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの ・両上肢のすべての指を欠くもの ・両下肢を足関節以上で欠くもの
2級	<p>身体機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が、日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のものとする。</p> <p>この日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度とは、必ずしも他人の助けを借りる必要はないが、日常生活は極めて困難で、労働により収入を得ることができない程度のものである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・両眼の視力がそれぞれ0.07以下のもの ・一上肢の全ての指を欠くもの ・一下肢を足関節以上で欠くもの
3級	<p>労働が著しい制限を受けるか又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度のものとする。</p> <p>また、「傷病が治らないもの」にあつては、労働が制限を受けるか又は労働に制限を加えることを必要とする程度のものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・両眼の視力がそれぞれ0.1以下のもの ・一上肢の3大関節（肩関節、肘関節、手関節）のうち、2関節の用を廃したもの ・一下肢の3大関節（股関節、膝関節、足関節）のうち、2関節の用を廃したもの
障害手当金	<p>「傷病が治ったもの」であつて、労働が制限を受けるか又は労働に制限を加えることを必要とする程度のものとする。</p>	

⑤障害認定日による障害認定では、障害認定日から受給権が発生する

障害状態要件については、いつの時点の障害の状態を障害等級と照らして認定するのが重要です。

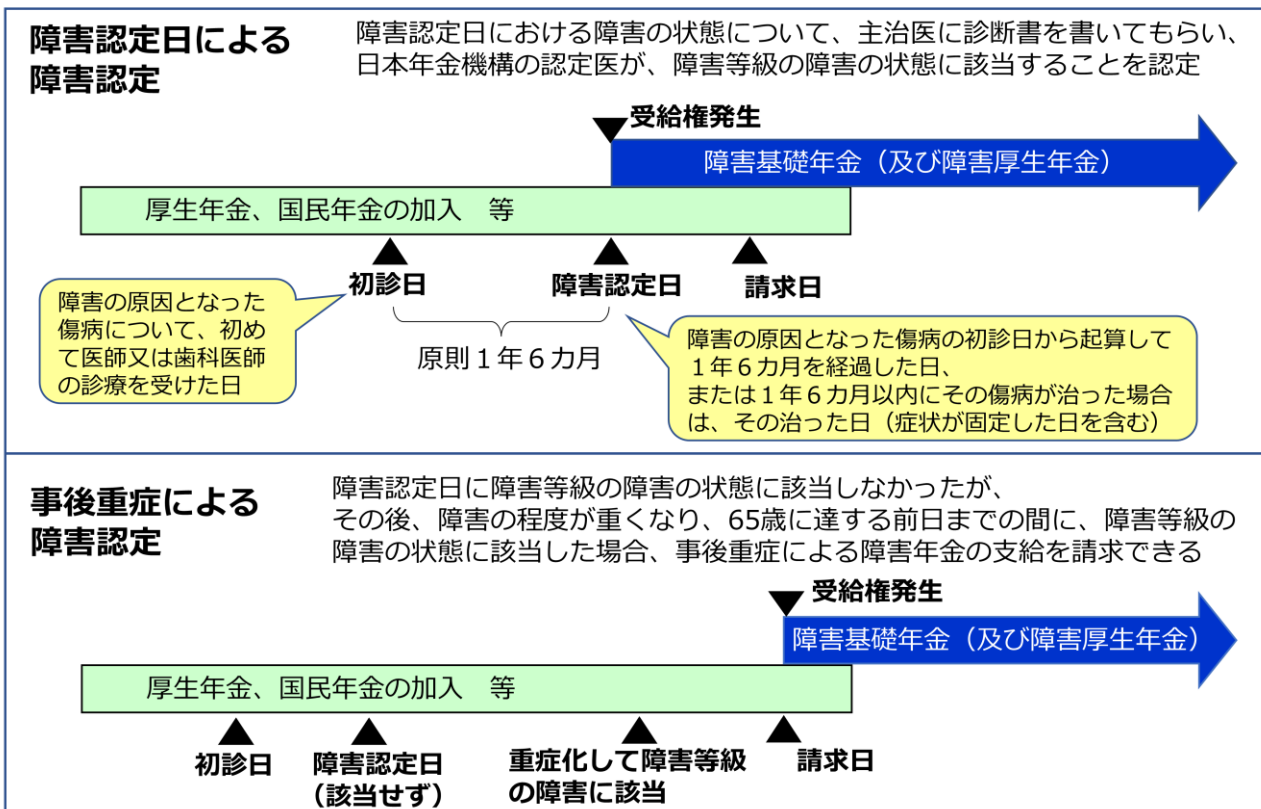
基本となる認定方法は、図表5の上段の「障害認定日による障害認定」です。

「障害認定日」とは、障害の原因となった傷病の初診日から起算して1年6カ月を経過した日のことです。または1年6カ月以内にその傷病が治った場合は、その治った日（症状が固定した日を含む）を言います。認定をした日ではなくて、障害の程度の「認定を行うべき日」であり、初診日から起算した特定の日が定められています。

「傷病が治った場合」とは、障害認定基準によると、「器質的欠損若しくは変形又は機能障害を残している場合は、医学的に傷病が治ったとき、又は、その症状が安定し、長期にわたってその疾病の固定性が認められ、医療効果が期待し得ない状態に至った場合をいう。」と定義されています。治ったとは、文字通り傷病前の健康な身体の状態に戻るのではなく、例えば腕を失った場合は、腕の傷口の治療が終わったという意味です。

主治医に、障害認定日における障害の状態について診断書を書いてもらって、障害年金の認定請求を行います。日本年金機構では、認定医が、診断書等に基づいて、障害等級の障害の状態に該当するかどうか審査します。

図表5 障害の状態を認定する時点



障害年金の請求では、障害認定日よりしばらく後で、主治医に障害認定日における状況について診断書を書いてもらい、遅れて請求することがよくあります。この場合でも、**障害認定日が受給権（基本権）の発生日であり、障害認定日の属する月の翌月から障害年金が支給開始**されます。

受給権（基本権）とは、定期的に年金給付を受ける根拠となる権利のことです。支分権とは、基本権に基づいて支払い期月ごとに年金給付の支給を受ける権利のことです。

障害認定日から何年も後で請求する場合は、年金の裁定請求をする権利には時効はありませんが、**年金の支給を受ける権利は5年で時効消滅**しますから、請求日から5年前までの分に限って、一括して受け取ることができます。

⑥事後重症による障害認定では、請求日から受給権が発生する

一方、このほかの認定方法として、図表5の下段の「**事後重症による障害認定**」があります。

障害認定日において障害等級表に定める障害の状態に該当しなかった人でも、その後に症状が悪化し、障害等級表に定める障害の状態になったときには、主治医に請求時点の障害の状態の診断書を書いてもらい、障害年金の請求をすることができます。

これは、障害認定日に障害の状態にないために障害年金を受給できないという事態を避けるために、昭和41（1966）年の国民年金法改正で設けられた仕組みです。

事後重症による障害認定の場合は、**請求日に受給権（基本権）が発生し、請求日の属する月の翌月から障害年金を受給**できます。

障害認定日による請求と異なり、請求した日の翌月分からの支給となるため、請求が遅くなると障害等級表に定める障害の状態になっていても、請求までの間は障害年金を受給できませんから、障害等級表に定める障害の状態になった場合には、速やかに請求することが重要です。また、請求書は65歳に達する日の前日までの間に提出する必要があります。

このほかに、「**初めて2級以上による障害認定**」という仕組みもあります。これは、既に先発の傷病による障害（**先発障害**）を持つ人が、後発の傷病（**基準傷病**）による障害（**基準障害**）を持ち、この**両方の障害を併合して認定すると、初めて1級または2級の障害の状態になった場合の認定方法**です。

初めて2級以上の障害認定では、後発の基準傷病について、初診日要件と保険料納付要件を満たす必要があります。併合して等級が上がるケースは、障害認定基準で定められています。

この場合、請求のあった日が属する月の翌月から障害年金を受給することができます。

⑦ 20歳前傷病による障害基礎年金は、無拋出の年金であるため所得制限がある

20歳前に初診日のある人が、障害認定日以後に20歳に達したとき（障害認定日が20歳以後のときは障害認定日）に、障害等級に該当する程度の障害の状態にあるときは、障害基礎年金を受けることができます。

ただし、保険料を拋出することなく障害基礎年金を受けることができる制度ですので、所得制限が設けられており、本人に一定以上の所得がある場合には、年金額の全額または一部が支給停止となります。

所得制限は2段階制であり、前年の所得が**472.1万円を超える場合は全額停止**となり、**370.4万円を超える場合は2分の1が支給停止**となります。10月分から翌年9月分までが、前年所得に基づく支給対象の期間です。また、扶養親族がいる場合は、この所得制限の限度額に、1人につき38万円が加算されます。（老人控除対象配偶者や老人扶養親族の場合は48万円、特定扶養親族や控除対象扶養親族（19歳未満の人に限り）は63万円が加算されます。）

20歳未満の時から障害者には、基礎年金制度ができる以前は、無拋出制の障害福祉年金が支給されていましたが、昭和61（1986）年度以後は、障害基礎年金に裁定替えされ、所得制限を除けば、拋出制の障害基礎年金と同じ額となりました。

この所得制限の限度額は、国民年金の創設当初の障害福祉年金は、地方税非課税限度額に準拠して設定され、その後、順次引き上げられてきました。1981年（国際障害者年）に障害福祉年金の**支給率が99%となるよう所得限度額を引き上げ**、平成6（1994）年改正以降、現行の2段階制に基づいて設定されています。

20歳前障害基礎年金は、無拋出制であるため、**給付費の20%の特別国庫負担**が行われており、これを除く部分は、通常の基礎年金拋出金（2分の1が保険料財源、2分の1が国庫負担）で賄われています。これを合わせると、**国庫負担割合は6割と通常の基礎年金よりも高くな**っており、4割は賦課方式の下で、保険料負担者全体で賄われています。

20歳未満の児童を養育している人に対しては、**特別児童扶養手当**の制度が福祉制度で実施されています。20歳になった時点で、20歳前傷病による障害基礎年金を請求できます。20歳になると国民年金被保険者になりますが、**1級、2級の障害基礎年金の受給者は、国民年金保険料が全額免除（法定免除）**されます。

2. 障害年金の受給状況

① 障害年金の受給者数、平均年金月額等の状況

障害年金の受給状況は、図表6のとおりです。

障害基礎年金の受給者数は205.5万人ですが、その半数を超える111.3万人は、20歳前の傷病による障害基礎年金の受給者です。障害厚生年金は3級を含めても、48.6万人です。

障害等級別にみると、障害基礎年金は、1級の69.5万人よりも2級の136.1万人が多くなっています。障害厚生年金では、1級が7.7万人、2級が25.6万人、3級が15.3万人であり、2級が多くなっています。

平均年金月額をみると、障害基礎年金の受給者は、1級で8.2万円、2級で6.7万円です。障害厚生年金の受給者は、1級で障害基礎年金を含めて15.2万円、2級で11.5万円で、3級は障害厚生年金のみの受給になりますので、5.5万円と少ない金額になっています。

支給総額は、人数の多い障害基礎年金が、年間1兆7721億円と多くなっているのに対し、障害厚生年金は3300億円です。

障害の原因となった傷病をみると、精神障害が、障害基礎年金で3割、障害厚生年金で4割を占め、多くなっています。また、障害基礎年金では、20歳前からの障害も給付対象になりますから、知的障害も3割を占めており、多くなっています。

また、視覚、聴覚、上肢下肢などの身体機能の障害だけでなく、腎疾患や糖尿病、悪性新生物（がん）などの内部障害も少なくありません。

図表6 障害年金の受給状況

障害年金の受給者数、平均年金月額（令和3年度末）

	障害基礎年金			障害厚生年金（1号厚年）	
	受給者数	うち20歳前傷病による障害基礎年金	平均年金月額	受給者数	平均年金月額
計	205.5万人	111.3万人	7.2万円	48.6万人	10.2万円
内訳	1級	69.5万人	47.9万人	7.7万人	15.2万円
	2級	136.1万人	65.3万人	25.6万人	11.5万円
	3級	—	—	—	5.5万円
支給総額	1兆7721億円			3300億円	

（注）障害厚生年金の平均年金月額は、基礎年金額を含む。

（資料）厚生労働省「厚生年金保険・国民年金事業年報」（令和3年度）

受給者の傷病名別の割合

（単位：％）

	基礎年金	厚生年金		基礎年金	厚生年金		基礎年金	厚生年金
精神障害	33.1	40.3	その他の外傷	0.8	2.1	消化器系の疾患	0.1	0.6
知的障害	30.1	-	耳の疾患・外傷	5.3	0.9	血液及び造血管の疾患	0.1	0.2
脳血管疾患	5.6	12.7	脊柱の疾患	2.0	1.1	糖尿病	0.8	4.6
視器の疾患・外傷	4.0	3.8	関節の疾患	2.3	3.9	新生物	0.5	3.1
循環器系の疾患	1.1	7.2	中枢神経系の疾患	6.5	3.9	その他	1.7	2.5
脊柱の外傷	0.5	2.7	呼吸器系の疾患	0.2	0.4			
上肢の外傷	1.1	2.2	腎疾患	3.2	6.0			
下肢の外傷	0.8	1.5	肝疾患	0.0	0.1			

（資料）厚生労働省「障害年金受給者実態調査」（令和元年）

②障害年金の認定事務の改善

障害年金の審査事務は、主治医の診断書等に基づいて、個別事例ごとに、**日本年金機構の認定医の医学的総合判断により、障害等級に該当しているかの審査**が行われます。

また、障害等級の認定は、新規の認定後も、障害の状態が変わることがあるため、受給権者の症状に応じ、**1年以上5年以内の個別に指定された期間内に、主治医の診断書を日本年金機構に提出し、再認定の審査**を受けることとなっています（**有期認定**）。ただし、障害の状態が永続的に障害等級に該当すると認められるものについては、再認定を要しないこととされています。（**永久認定**）

障害厚生年金の認定事務は、従来から東京に集約して行われてきましたが、障害基礎年金の認定事務は、件数が多いこともあり、都道府県単位で行われてきました。

このため、かつては、地域により「障害認定基準」の適用についてバラツキがあると言われてきました。そこで、厚生労働省の年金局では、**平成 22 年から順次、障害の種類ごとに障害認定基準の見直し**を行ってきました。

また、**平成 27 年に「障害基礎年金の障害認定の地域差に関する調査」**を実施し、その結果、特に**精神・知的障害に係る障害等級の認定については、地域差が大きく見られる**ことが判明しました。そこで、**平成 28 年には、「精神・知的障害年金等級判定ガイドライン」**を制定し、障害年金診断書の「日常生活能力の程度」の評価と「日常生活能力の判定」の評価の平均との組み合わせが、どの障害等級に該当するのかの目安を含め、等級判定に当たっての考慮事項が整理されています。

その後、日本年金機構では、**平成 28 年に東京（新宿区）に障害年金センター**を発足させ、平成 29 年 4 月には、障害基礎年金の認定事務を集約し、**障害厚生年金・障害基礎年金ともに、全国一体的な審査体制**としました。障害年金センターでは、障害認定医の医学的な総合判断を特に要する事例について、複数の認定医が認定に関与する仕組みを導入するなど、障害認定の判断の公正性を一層確保する取り組みが進められています。

令和 2 年 9 月 10 日の社会保障審議会年金事業管理部会に提出・公表された「障害年金の業務統計について」及び「精神の障害に係る等級判定ガイドラインの実施状況について」によると、都道府県別の支給決定割合の標準偏差が縮小し、地域差が改善されていることが示されています。

このほか、近年では、令和元年には、20 歳前障害基礎年金受給者の所得状況届の提出省略（市町村からの所得情報の取得）、再認定時の診断書の作成期間の 1 か月以内から 3 か月以内への拡大、障害年金の不利益処分等に係る理由記載の充実、令和 2 年には、障害状態の再認定の更新期間の見直し、20 歳前障害基礎年金の初診日証明の簡素化を行うなど、運用の改善が

図られてきています。

3. 障害年金の課題

① 障害厚生年金の初診日要件についての課題

現在、厚生労働省の社会保障審議会年金部会では、次の年金制度改革に向けた議論が始まっており、障害年金についても、検討事項に挙げられています。本稿の執筆時点では、まだ障害年金についての具体的な論点や方向は示されていませんので、私の私見として、課題を論じたいと思います。

まず、障害厚生年金の初診日要件についての課題です。

1②で、障害の原因となった傷病の初診日において、国民年金・厚生年金のいずれの制度に加入しているかにより、支給される年金を決定することを説明しました。このため、**初診日より前は厚生年金被保険者であっても、初診日の時点では国民年金第1号被保険者であった場合は、障害基礎年金しか支給されません。**

この厳密に仕分けをしている制度が、現実の中で、少し厳しいかもしれないと感じられる事例としては、次のようなものがあります。

一つ目は、「**長期勤続して退職後の判明の事例**」です。例えば、長年、厚生年金の適用事業所に勤めていて、物忘れや仕事のミスが多くなってきたので途中退職したが、医師の診察を受けて若年認知症だとわかった初診日は、退職後だった、というような事例です。

二つ目は、「**谷間の事例**」です。例えば、転職のため厚生年金の適用事業所を退職したが、再就職する前に事故で怪我をして、後遺障害が残ったというような事例。あるいは、派遣社員のため、短期間で厚生年金の被保険者資格の取得・喪失を繰り返しており、厚生年金の被保険者期間は合計すれば長いけれども、たまたま初診日が谷間の国民年金の被保険者の期間にあったというような事例です。

三つ目は、「**長期勤続後に生じた事故や疾病の事例**」です。長年、厚生年金の適用事業所に勤め、50歳台半ばで早期退職に応じ、又はフリーランスに転じたが、その後、事故で後遺障害が残った、というような事例。あるいは、60歳まで厚生年金の適用事業所で勤めて定年退職したが、60歳台前半でがんで闘病中というような事例です。

私の私見ですが、このようなケースに対応するために、**厚生年金の被保険者資格を喪失した後に初診日がある人であっても、一定以上の厚生年金被保険者期間を有する人については、加入実績を考慮し、障害厚生年金を支給することができないか**、検討してはどうかと考えます。

例えば、初診日までの期間の3分の2以上が厚生年金の被保険者期間であった実績から、全体を通してみれば、「主として厚年被保険者であった者」として、障害厚生年金の対象と考える

ことができないでしょうか。

あるいは、遺族厚生年金の長期要件（加入期間 25 年以上）では、厚生年金の被保険者期間でない期間の死亡の場合でも遺族厚生年金が支給されていますので、これと同様に、厚生年金の加入期間 25 年以上の人については、被保険者でない期間に初診日があっても障害厚生年金の対象とするという長期要件を設ける案もあるかもしれません。

障害年金の場合には、若年で障害を持って長く生活していく人も多いですから、こういった要件であれば考えられるのか、検討してはどうかと思います。

② 事後重症による障害年金の受給権の発生日についての課題

次に、事後重症による障害年金の受給権の発生日についても課題があります。

事後重症制度は、1⑥で説明しましたように、初診日から1年6か月後の障害認定日の時点では、障害等級に該当する障害の状態ではなかったが、その後、障害の程度が悪化し、障害等級に該当するようになったときは、障害年金の請求を行うことができるものです。請求日に受給権の基本権が発生し、請求日の翌月から支給開始となります。

障害年金の請求では、**障害年金の支給要件に該当することを知らなかったり、知ってからも医師の診断書を書いてもらうのに時間がかかったりして、請求が遅れることは、むしろ一般的なことです。**精神障害や内部障害などでは、症状が変わりやすいので、多いと思います。

障害認定日による障害認定では、基本権の発生日が障害認定日であり、支給開始時期は障害認定日の属する月の翌月と規定されていますから、請求が遅れても、5年の時効消滅までの部分は、遡って受け取ることができます。しかし、**事後重症による障害認定では、基本権の発生日は請求日と規定され、請求日の属する月の翌月から支給と法律で規定されており、遡っての受給はできません。**

このような不公平感を解消するためには、**事後重症制度について、「障害等級の障害の状態に該当したと認められる日」に基本権を発生させることとしてはどうか**と考えます。該当したと認められる日は、主治医の診断書がいつの時点の障害の状態について書かれているかによることが考えられます。

障害等級の障害の状態に該当した日に基本権を発生させる方が、保険事故が発生して支給事由（障害認定）に該当した場合にそれに応じた給付を行うという社会保険の原則に、より適合すると思います。

このようにすれば、障害認定日に障害の状態に該当していた可能性がありながらも、過去の障害認定日の時点の状況を医師の診断書に記載してもらおうことができなくて、苦労している場合でも、活用できます。

なお、1⑥で説明した「初めて2級以上の障害認定」の場合でも、基本権の発生は障害の状態に該当するに至ったときと規定されていますが、請求日の属する月の翌月から支給と規定されており、同様の論点があります。

③障害年金の給付水準についての課題

障害年金も、**マクロ経済スライド調整**により、将来、**所得代替率で見た給付水準が今より低下**します。若い頃に障害になった場合には、給付期間は長く続きます。**老齢年金**については、**平均寿命の伸びに伴う就労期間の伸びにあわせて、個々人が厚生年金の加入期間を伸ばしていく**ことにより、給付水準の低下を補うことができますが、**障害年金では、それはできません**。

本連載の第7回「基礎年金の拠出期間45年化の意義」の3⑥で説明しましたが、基礎年金の45年化がされた場合は、老齢基礎年金の満額が、40分の45の金額に増えますので、障害基礎年金の額も、その額に増えることとなります。

加入者全体で拠出期間を45年に伸ばす効果を、**障害基礎年金にも及ぼして**、将来の水準の低下を防ぐ必要があると考えます。

※本稿は、「週刊 年金実務」(社会保険実務研究所)の2023(令和5)年6月26日発行号に掲載されたものです。

※本稿における意見に係る部分は、筆者の見解を示したものであり、筆者が過去及び現在において属する組織の見解を代表するものではありません。

【筆者プロフィール】高橋俊之(たかはし としゆき)

1962年東京都生まれ。1987年東京大学法学部卒。厚生省入省。2004年から2008年まで社会保険庁で総務課企画官・企画室長。2015年から内閣府で大臣官房審議官(経済財政運営・経済社会システム担当)。2017年から厚生労働省で年金管理審議官、2019年から年金局長。2019年の財政検証、2020年の年金制度改正法案等を担当。2022年6月退官。10月より三井住友銀行顧問、株式会社日本総合研究所特任研究員。